

いじめ防止基本方針



枚方市立長尾中学校

令和7年4月

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたる否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。

一方、好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。

ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）での情報共有は行う。

【平成26年7月 令和6年4月改訂 「枚方市いじめ防止基本方針」より】

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示す。

- ① 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識する。
- ② 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければならない。

また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければならない。(発達支持的生徒指導)。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが重要である。
- ③ 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければならない。
- ④ 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければならない。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければならない。
- ⑤ いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければならない。

以上のような取り組みに加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行う。

(3) 具体的ないじめの態様

- ◆ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

Ⅱ. いじめ防止のための対策に関する事項

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法第13条の規定に基づき、国及び本市の基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「学校基本方針」として定める。

(2) いじめの防止等の対策のために組織

○構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当

○主な活動

- ① いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

○開催

週に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とし、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

学年主任、関係教員、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他関係諸機関等専門家

(3) いじめの防止等に関する取り組みの具体化にむけて

①未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

○自尊感情を高める、学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感・自己有用感につながり、生徒たちは大きく変化していく。

- ◆ 「居場所づくり」・「絆づくり」・「自己有用感」を視点とした集団づくり

○すべての生徒が参加・活躍できる授業づくり

- ◆ 授業中に児童生徒がストレス（不満や不安）を高めていないか。
- ◆ 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどはないか。

- ◆ 授業を担当するすべての教員が公開授業等を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づける。
- ◆ 学習規律の定着や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導。
- ◆ 教師の何気ない、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしていないか。
- ◆ 授業が「一人ひとりが大切にされ、つながり・学び合い、確かな力をつける」ものになっていたか。

○生徒会・委員会活動の活性化

- ◆ 生徒が自らの手で、計画・運営する活動で、目的実現への課程に取り組む。
- ◆ 生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけを行う。

人権を尊重し豊かな心を育てる

○人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。そのため、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

○道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になってくる。

生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等のないように十分に検討したうえで取り扱っていく。

保護者や地域への働きかけ

いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校、学年だより、学級通信などによる広報活動を積極的に行っていく。

- ◆ 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を積極的に公開する。
- ◆ 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ◆ いじめへの取組について学級通信、学年通信や学校だよりを通して保護者に協力を呼びかけるとともに、その内容に関しての意見をもらう。
- ◆ 地域教育協議会においても、「いじめ」に関して取り上げ多角的に問題をとらえる。

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要である。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいる。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

生徒の立場に立ち共感的に理解する

- ◆ 一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、研ぎすまされた人権感覚を持ち、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢を基本的なスタンスとしていく。
- ◆ 集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのため、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

早期発見のための手だて

○日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを常に意識し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。そのことにより、教室や廊下等には日常的に気軽ないじめの相談の窓口が身近にあることを知らせていく。また、小学校時のスクリーニングシートを活用し、事前のアセスメントを実施することで重点的な見守り対応につなげる。

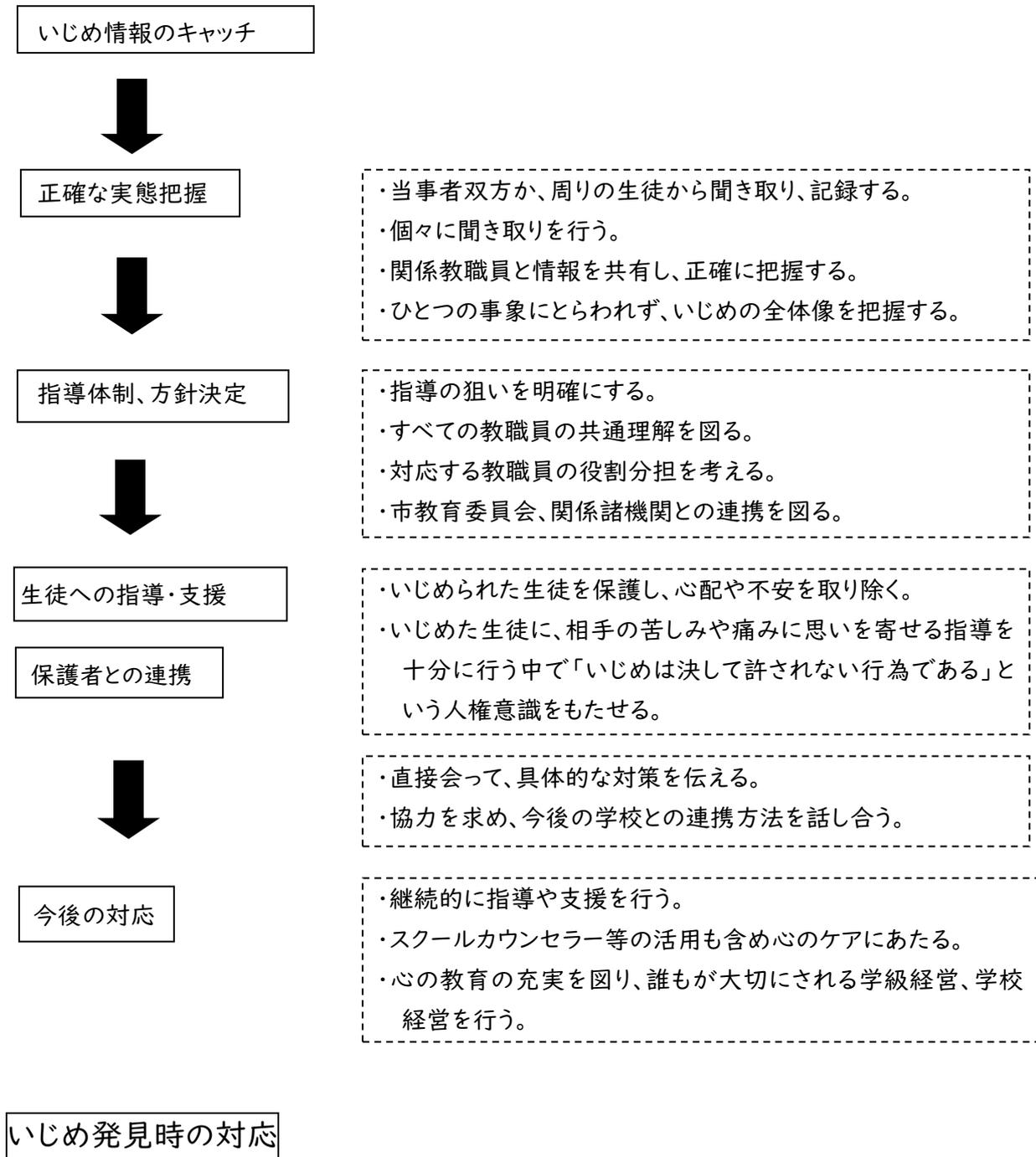
○教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるとともに、定期的な教育相談週間を設けるなど、相談体制を整備していく。

○いじめアンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じてアンケートを実施していく。また、いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。

③いじめに対する措置



○いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◆ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。

- ◆ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に目が届く体制を整備する。

○事実確認と情報の共有

- ◆ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。
- ◆ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか?……………【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか?……………【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?……………【内容】
- いじめのきっかけは何か?……………【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか?……………【期間】

④いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ. 重大事態の対応

(1) 教育委員会または学校による調査

いじめ重大事態の調査に際して、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要である。

- いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか
- 体験したり目撃したりした事実なのか、他から聞いた間接情報なのか
- 目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じる。

① 重大事態の発生

調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としているが、日数だけではなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握しなければならない。

② 調査について

市教委が、重大事態の調査の主体を判断

- 学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

- ◆ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◆調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◆いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する必要があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◆調査結果を市教委に報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◆調査結果を踏まえた必要な措置

○市教委が調査主体となる場合

◆市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【平成25年文部科学省 生徒指導リーフレット増刊号

『いじめのない学校づくり』『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A参考】

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生時の報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ防止対策委員会

〔各学校に設置〕

< 構成員 >

- 当該学校の複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等

枚方市学校いじめ重大事態調査委員会

〔教育委員会に設置〕

< 構成員 >

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

< 構成員 >

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告